

令和元年度中山間地域等直接支払事業の実施状況について

1 概要

平成12年度に始まった本制度は、平成27年度からは令和元年度までを対策期とする第4期対策が始まりました。

第4期対策の5年目に当たる令和元年度においては、協定数は1,188協定（対前年度4協定の増加）、交付金対象農用地は13,023ha（同37haの増加）でした。

対策期の切替年度に当たる第3期最終年度（平成26年度）から第4期初年度（平成27年度）にかけて交付対象農用地は約700ha減少しましたが、5年目に入り集落での話し合いなどが進んだ結果、6割程度回復しました。

また、各種加算について、集落連携・機能維持加算では新たに1協定が、令和元年度のみを加算措置として措置された地域営農体制緊急支援試行加算では2協定が取り組みました。

2 実施状況

(1) 市町村数

すべての市町村（19市町村）で実施されました。

(2) 協定数

令和元年度の協定数は1,188協定であり、前年度から4協定の増加となりました。

[協定数]

(単位：協定数)

	令和元年度 A	平成30年度 B	増減 A－B
集落協定	1,136	1,134	2
個別協定	52	50	2
合計	1,188	1,184	4

(注) 新規協定による協定数の増加 5

協定統合による協定数の減少 1

(3) 交付対象農用地面積等

令和元年度の交付金対象農用地は13,023haであり、前年度から37haの増加となりました。

[農用地面積]

(単位：ha)

	令和元年度 A	平成30年度 B	増減 A－B
集落協定	12,275	12,243	32
個別協定	748	743	5
合計	13,023	12,986	37

(単位：ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	合計
急傾斜	6,604	58	0	440	7,102
緩傾斜	5,405	195	2	21	5,623
隠岐地区平坦地	239	28	5	0	272
高齢化・耕作放棄地率	0	26	0	0	26
合計	12,247	307	7	461	13,023

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

(4) 交付金額

令和元年度に各集落協定及び個別協定に交付された交付金額の総額(国費、県費、市町村費の総額)は、1,937百万円であり、前年度から11百万円の増加となりました。

[交付金額]

(単位：百万円)

	令和元年度 A	平成30年度 B	増減 A－B
集落協定	1,893	1,883	10
個別協定	44	43	1
合計	1,937	1,926	11

(5) 協定の取組内容

令和元年度においても、前年度同様に約8割の協定が農業生産性の向上などの前向きな活動実施を要件とする体制整備単価(交付単価の10割交付)により取り組んでいます。体制整備単価の取組内訳としては、大半の協定がC要件(集団的かつ持続可能な体制整備)を選択しています。

また、加算については、集落連携・機能維持加算による取組を32協定(対前年度1協定の増加)が、超急傾斜農地保全管理加算による

取組を319協定（同増減なし）が、地域営農体制緊急支援試行加算による取組を2協定が実施しています。

[単価別協定数]

(単位：協定数)

	令和元年度 A	平成30年度 B	増減 A－B
基礎単価	275	273	2
体制整備単価	913	911	2
合計	1,188	1,184	4

[単価別面積]

(単位：ha)

	令和元年度 A	平成30年度 B	増減 A－B
基礎単価	1,645	1,639	6
体制整備単価	11,378	11,347	31
合計	13,023	12,986	37

[体制整備単価の取組内訳]

(単位：協定数)

	実施協定数
A要件（農業生産性の向上）	99
B要件（女性・若者等の参画を得た取組）	22
C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）	794

(注) 延べ協定数（複数要件に取り組んでいる場合もあり）

[加算の取組内訳]

(単位：協定数、ha)

	実施協定数	面積
集落連携・機能維持加算	32	1,600
集落協定の広域化支援	30	1,591
小規模・高齢化集落支援	2	8
超急傾斜農地保全管理加算	319	1,297
地域営農体制緊急支援試行加算	2	160
人材活用体制整備型	1	35
スマート農業推進型	1	125

(注) 簡易統合した協定の計上について

平成28年度から協定統合の形態として、簡易統合（統合後も従来の協定ごとに活動を行う形態の統合）が認められたが、簡易統合した協定は1協定として計上している。また、その中で基礎単価協定と体制整備単価協定が併存する場合には、体制整備単価協定として計上している。

【用語について】

① 基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加えて、農業生産性の向上など前向きな活動に取り組む場合の単価（10割単価）で、A要件、B要件、C要件から選択して実施

○A要件

農業生産性の向上への取組（①機械・農作業の共同化、②高付加価値型農業、③生産条件の改良、④担い手への農地集積、⑤担い手への農作業の委託の中から原則2つ以上を選択して実施）

○B要件

女性・若者等の参画を得た取組（①新規就農者による営農、②農産物の加工・販売、③消費・出資の呼び込みの中から1つ以上を選択して実施）

○C要件

集団的かつ持続可能な体制整備（協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築）

③集落連携・機能維持加算

○集落協定の広域化支援

複数集落が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合に協定農用地全体に加算される。

○小規模・高齢化集落支援

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合に新たに取り込んだ農用地面積に加算される。

④超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地

面積に加算される。

⑤地域営農体制緊急支援試行加算（令和元年度のみ）

担い手を支える地域の体制の強化に取り組む協定に対し、試行的な加算措置として実施。

○人材活用体制整備型

新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を行う場合、協定農用地全体に加算される。

○スマート農業推進型

省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を行う場合、協定農用地全体に加算される。